議案第１９２号

上越市カルチャーセンター条例の一部改正について

上越市カルチャーセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市カルチャーセンター条例の一部を改正する条例

上越市カルチャーセンター条例（昭和５８年上越市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表⑴の表使用料（１室１時間につき）の欄を次のように改める。

使用料（１室１時間につき）
１，０８０円
３００円
２４０円
４６０円
３００円
１７０円
２６０円
１２０円
２４０円

別表⑵の表使用料の欄を次のように改める。

使用料
７２０円
１３０円
１１０円
１３０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。